

事業主の皆様へ

～厚生年金保険の加入義務について～

適用事業所

次の事業所は、厚生年金保険の加入が、法律で義務づけられています。

すべての法人事業所

常時5人以上の従業員が働いている個人事業所（会社、工場、商店、事務所など）

個人事業所については、サービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業など）や農業・漁業などは、その限りではありません。

また、上記以外の事業所でも所定の条件を満たせば厚生年金保険に加入することができます。

～厚生年金保険の被保険者について～

被保険者

→ 適用事業所に使用される次の方は、すべて被保険者となります。
（国籍や性別、賃金の額などは関係ありません。）

常時使用される方

使用関係が常用的である方はすべて被保険者となります。

（雇用契約書の有無などとは関係なく、適用事業所で働き、労務の対価として給料や賃金を受ける方すべてが対象となります。）

パートタイマー・アルバイトなどの方

次の 及び のいずれにも該当する場合は原則として被保険者とされます。

労働日数

一ヶ月の所定労働日数が一般社員のおおむね4分の3以上である場合

労働時間

一日又は一週の所定労働時間が一般社員のおおむね4分の3以上である場合

（ただし、この4分の3以上の判断基準はあくまでもひとつの目安であって就労形態等を考慮し、総合的に判断されます。）

	所定労働日数・所定労働時間	
一般社員 (被保険者)	[Bar chart showing full compliance]	
パートタイマー (原則として被保険者となる)	[Bar chart showing partial compliance]	
パートタイマー (原則として被保険者とならない)	[Bar chart showing non-compliance]	

原則として被保険者とならない

4分の3以上は原則として被保険者となる

上記に該当する人を雇用した場合は、事業主はその日から5日以内に被保険者資格取得届を社会保険事務所へ提出してください。

その他詳細や、加入のご相談、ご不明な点等は、お近くの社会保険事務所までお問い合わせください。